

栃木県奨励品種の種苗の安定供給に関する会議設置要領

(目的)

第1条 「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」第3条第2項及び「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する要綱」第18条第2項の規定に基づき、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給に関する施策の推進に資するため、関係者との意見交換及び情報共有を行うことを目的として、「栃木県奨励品種の種苗の安定供給に関する会議（以下、「会議」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 種苗の生産及び供給に関すること
- (2) 奨励品種の指定等及び普及に関すること
- (3) 原種苗等の生産及び供給に関すること
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 会議は、会長及び委員20人以内をもって構成する。

- 2 会長は、栃木県農政部生産振興課長をもってあてるものとする。
- 3 会議の委員は、別表に掲げる構成団体から推薦された職員等をもってあてるものとする。
- 4 委員の任期は、任命の日から当該年度内の期間とする。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 議長は、委員の互選により選出する。
- 3 議長は、議事の進行を行う。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見交換等を行うことができる。

(結果公表)

第5条 会議の結果は、栃木県のホームページで公表する。

(事務局)

第6条 会議に関する事務局は、栃木県農政部生産振興課が行う。

- 2 栃木県農政部経営技術課及び栃木県農業試験場は、事務局の補助を行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表

構成団体
栃木県農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会栃木県本部
栃木県食糧集荷協同組合
一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会
公益社団法人栃木県米麦改良協会
那須野農業協同組合
那須野農業協同組合採種組合
芳賀地方いちご無病苗増殖施設広域利用協議会
国立大学法人宇都宮大学
栃木県生活協同組合連合会